

北海道文化財団・創設 30 年を迎えて

(公財) 北海道文化財団

理事長 磯 田 憲 一



東京大学大学院の小林真理教授は、日本の行政機関における文化政策の研究者として著名だが、その小林先生から、市民が有する「文化的権利」の概念を日本で初めて法令上明文化したのは「北海道だった」と教えていただき、驚いたことがある。

国が「文化芸術の創造と享受」を人々の生まれながらの権利として法的に明記したのは、2001 年 12 月の「文化芸術振興基本法」だが、北海道はそれに先立つこと 7 年半前の 1994 年 3 月に「北海道文化振興条例」を制定、その“前文”で「文化的権利」の概念を次のように定めている。

『文化が生活に潤いと豊かさをもたらし、地域社会の発展にかけがえのないものであることを深く認識し、一人一人がひとしく豊かな文化的環境の中で暮らす権利を有するとともに、自らが地域文化の創造と発展のために主体的に行動する責務を有していることを確認する』

日本の実定法上、初めて「文化的権利」を謳った「北海道文化振興条例」は、制定から 30 年を経過し、今や北海道は勿論、179 の市町村が進める文化政策の唯一無二とも言える“拠り所”としての役割を果たしている。何よりこの大地で暮らしを営む人々のさまざまな「文化芸術活動」を支えるバックボーンそのものと言っていい。

文化や芸術をめぐっては、いつの時代も「“霞”を喰って生きていけるのか」という常套句が幅を利かしている。それは、条例を審議する道議会でも例外ではない。財政当局も含め、苛烈な批判を受け続け、その攻防は 3 年に及んだが、最終的には道議会で全会一致で可決された。今、道内各地で行われている文化芸術の取り組みは、立法府が一致して賛成した「文化の権利と責務」に裏打ちされた活動ということになる。他都府県には類例のない北海道独自の仕組みと言っていい。

小林先生はもう一つの視点として、都道府県の文化政策を研究していくと、「最終的には、“北海道文化振興条例”に辿り着く」と言われている。その意味は、都府県の文化関係法制の多くが、「宣言的」範囲に止まるのに対し、北海道は、財源措置を条例本文の中で具体的に担保していることがある。しかも、その規模は、大方の予想を遥かに超えて、100 億円規模の「文化基金」が創設されたのは、これまた他には例の見ないものだった。

「文化振興条例」が成立した年の秋、「文化基金」の運用益を活動財源とする「北海道文化財団」も創設され、以来自治体や市民の文化活動を多彩な形で支え続けてきた。つい先日、北海道文化財団の機関誌「北のとびら」が「創設 30 年特別号」を発行したが、そこには多くの著名アーチストが、文化財団との協働で、地域に根ざした活動を展開してきたことの喜びを語り、また道内の文化関係者も、自らの活動と重ね合わせながら、文化財団が存在してきたことの意味と役割を、温かな眼差しで綴ってくれている。

「文化は“霞”…」といった紋切り型の批判は、本質に関わるものではないとしても、組織的、政治的には苛烈な障壁として目の前に立ちはだかることになる。しかし「ソフトパワーの時代が間もなくやってくる」ことを信じて、その障壁を一つひとつ乗り越え、北海道の文化政策の体系化に辿り着いた 30 年前。「特別号」のページをめくりながら、あの頃、夢に見た文化芸術の世界が、ゆっくりと、確かな形でこの北の大地に発酵し始めていることを実感し感慨深い。

21 世紀の地域発展の基軸を“文化”に置くことの大切さをいち早く示した北海道だが、その誇りを胸に多様な文化芸術活動がこの大地の隅々で展開され、豊かな暮らしの王国としての価値をさらに深めていくことを願っている。